

# 東京大学グローバル教育センター担当プログラムに関する誓約書

東京大学グローバル教育センター長 殿

年 月 日 学部/研究科・学年

学籍番号

氏名 (自署)

私は、東京大学グローバル教育センター担当プログラム (全学交換留学) に申請・参加するにあたり、プログラムの趣旨を理解し次の事項を誓約するとともに、本誓約書にしたがい帰国命令処分等を受けても不服を申し立てません。

## I. 遵守事項

1. プログラム参加時に所属する予定の学部・研究科の担当部署に相談し、プログラム参加に関する留意点の説明を十分受け、納得した上で出願すること。
2. 参加にかかる経費について理解し、事前に保証人等の経済的支援者の了解を得たうえで出願すること。
3. 参加者として選抜された後においては、正当と認められる理由以外での辞退はできないことを十分理解のうえ出願すること。
4. プログラム参加に必要な諸手続き (派遣先機関等に提出する各種書類の作成、パスポートおよびビザの取得、本学の所属学部・研究科における手続、費用の支払い、住居手配、保険・OSSMA加入等) は事前に十分確認し、自らの責任において行うこと。自身の確認漏れや語学要件の不足等で、各協定校の定める受入れ可能な学部・研究科の受入要件や語学要件を満たすことができなかった場合 (協定校が語学能力の基準のみを定め、語学能力証明書類の提出までは求めている場合でも、語学能力の基準を満たしていることを本部国際教育推進課が確認するため、語学能力証明書類の提出が必要となる)、各協定校への推薦時や申請時に推薦不可・受入不可となり、救済措置は一切できないことを承知していること。
5. プログラム参加中の保険として、公益財団法人日本国際教育支援協会 (JEES) の学研災付帯海外留学保険「付帯海学」に、日本の自宅を出発する日から日本の自宅に帰着する日までの期間、自身の責任で必ず加入すること (加入に要する経費は自己負担となる)。加入手続きが完了できなかった、正しい期間で加入できていなかった等の理由により補償が受けられず、損害が生じた場合は、全て自己負担となることを承知していること。
6. プログラム参加中の危機管理対策として、日本エマージェンシーアシスタンス(株)の派遣学生危機管理サービス OSSMA (Overseas Student Safety Management Assistance) に、海外滞在中の全期間 (プログラム期間前後の私事滞在期間も含む)、必ず加入すること (加入に要する経費は自己負担となる)。
7. プログラムの目的を達成するため、学習・研究に専念すること。
8. 滞在国 (地域) と日本の法令、およびプログラム実施機関等の規則をすべて遵守すること。(求められる防疫措置・隔離措置の遵守や、日本で禁止されている薬物の使用、飲酒制限など。)
9. 滞在国 (地域) では、不必要に危険な行為はしないこと。
10. プログラム終了後は、必ず帰国し引き続き本学に在籍すること。
11. 申請にあたって東京大学 (所属学部・研究科及び本部国際教育推進課) が知り得た氏名・連絡先・成績その他の個人情報については、本プログラムに必要な業務のほか、東京大学の業務への協力 (留学プログラムの広報や学生へのアドバイス等) を依頼する際に利用する必要があることを了承すること。

## II. プログラム参加の中止、帰国命令及び奨学金の停止

1. 東京大学は、次の(1)～(6)の場合は、プログラム参加の中止や延期、帰国を命じることがある。
  - (1) Iの遵守事項に違反した場合
  - (2) 申請書類の記載事項に虚偽が発見された場合
  - (3) 勉学・生活態度の面で第三者に著しく迷惑をかける等の行為があった場合
  - (4) プログラム実施機関等において懲戒処分を受けた場合
  - (5) 成業の見込みがないと判断された場合
  - (6) 派遣先機関が所在する国 (地域) の治安や公衆衛生の状況が悪化など、プログラム実施を決定した事情が変更したと認められる場合 (日本国外務省が発出する「危険情報」が「レベル2: 不要不急の渡航は止めてください。」以上、「感染症危険情報」が「レベル4: 退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)」に指定された場合等)
2. 前項によるプログラム参加の中止、渡航後の帰国命令及びプログラム参加学生の都合による中途帰国の場合、帰国費用等は、参加学生が負担するものとする。

(次ページへ続く)

### III. 東京大学が責任を負わない損害

プログラム参加学生が被った人的もしくは物的損害またはプログラム参加学生が与えた人的もしくは物的損害が次の(1)～(6)のいずれかにあたる場合は、東京大学はその賠償責任を負わないことを了承し、東京大学の責任を問わないこと。

- (1) 天災地変、海難、火災、政府や公共団体の指令、戦争、暴動、ストライキ、盗難、隔離、テロリズム、ハイジャック、航空機事故、交通事故、犯罪、流行病、税関規則、航空機等の突然のスケジュール変更、査証（ビザ）の取得遅れや不許可、その他の不可抗力により生じた損害。
- (2) 正課外の活動（自由時間、休日等）により生じた損害。
- (3) プログラム参加学生の法令または公序良俗に反する行為により生じた損害。
- (4) プログラム参加学生の故意または過失により生じた損害。
- (5) 参加プログラムの趣旨・目的から逸脱した行為により生じた損害。
- (6) プログラム参加学生の個人的問題から生じた損害。

—以下は全員が対象—

上記に同意し、学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証します。

保証人等氏名（自署）： \_\_\_\_\_ 続柄（関係） \_\_\_\_\_

保証人等住所： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_ E-mail： \_\_\_\_\_